

会社法研究会資料「主な検討事項案」について

2016年1月13日  
新日鐵住金株式会社  
法務部法務企画室長  
長谷川 顕史

本会社法研究会において、会社法研究会資料「主な検討事項案」記載の論点に加え、経済の持続的成長に向けた経営の機動性・柔軟性の確保、海外制度との調整・イコールフットィング、企業実務の円滑化、権利の濫用防止等の観点から、下記の論点についても検討いただきたい。

1. 【「第2 取締役会の決議事項」に関連して】柔軟設計型の委員会設置会社制度の導入  
…例えば、社外取締役が全取締役の過半数を占める場合には取締役会の一部の権限の委員会への委任を認める。
2. 【「第3 社債」に関連して】社債管理者の設置をしなくても良いとされる基準の見直し（会社法702条、会社法施行規則169条）
3. 【「第3 社債」に関連して】社債権者集会の決議事項の明確化等  
…法定の決議事項以外に社債権者集会で決議することが「できる」とされている「社債権者の利害に関する事項」（会社法716条）を具体化、明確化する。
4. 【「第4-1 株主提案権」に関連して】①株主名簿閲覧・謄写請求権の濫用防止策、②議決権行使書閲覧・謄写請求権の濫用防止策  
…請求者からの一定の費用（人件費等）徴収等の濫用防止策を導入する。
5. 【「第5-3 責任限定契約及び責任の一部免除」に関連して】監査等委員会による取締役会の利益相反取引に関する任務懈怠の推定の排除（会社法423条4項）の指名委員会等設置会社への拡大
6. 【「第6-2 会社の関与」に関連して】株主代表訴訟制度の見直し（訴訟委員会制度の導入、少数株主権化等）

7. 【「第7 社外取締役」に関連して】社外取締役の社外性要件の見直し  
…社外取締役の社外性の要件（会社法2条第15号）から、株式会社の完全親会社の社外取締役を除き、親会社の社外取締役が100%子会社の社外取締役になれるようにする。
8. 【「第8 その他 自己新株予約権の処分に関する論点に関連して】①新株予約権の行使条件について外国人株主を別異に取扱うことを許容する規定の整備、②新株予約権及び新株予約権付社債についてブックビルディング方式による発行条件の決定を認める  
…①米国証券法のForm-F4等外国の証券規制によって、当該国の居住者である株主がライツ・オファリングに際して割り当てられた新株予約権を行使することにより、発行者が当該国の当局への登録等が必要となる場合があることから、外国人株主による新株予約権の行使を制限する等、株主の属性によって新株予約権の行使条件を異なるものとするができることを明確にする。  
…②新株予約権（付社債）については、現行法上、新株発行の際の取締役会決議・公告が認められている「払込金額の決定の方法」（会社法201条2項、3項）に相当する規定がなく、ブックビルディング方式による旨の決議を行ったことを通知または公告しても有効なものとなっていないため、ブックビルディング方式による発行条件の決定を認める。
9. 組織再編手続に関する論点
- (1) 簡易組織再編の手続きの一層の簡素化  
…簡易組織再編の要件を満たし、かつ、例えば消滅会社が存続会社の完全子会社である場合には、株主価値を毀損することはないため株主宛通知公告を不要とする。
- (2) 組織再編・株式併合・分割等時に発生する端数株式の処分（発行会社による取得）手続の簡素化  
…取締役会決議を不要とし、組織再編等の効力発生日の証券市場の終値で実施できるものとする。
- (3) 外国人株主への選択的対価の交付  
…外国人株主がいる日本企業の組織再編において、米国証券法のForm-F4等外国の企業法制がわが国に域外適用される場合であって、両国制度の矛盾を回避し、手続を迅速化・簡素化するなど正当

な理由を有するときは、会社側が株主の属性などによる区分に応じて対価の種類を選択できることとする。

- (4) 簡易・略式組織再編等における反対株主の株式買取請求権の制限
  - …組織再編の条件に関する公告後に株式を取得した反対株主の株式買取請求権を制限する（前回改正における中間試案第2部第4（後注））。

## 10. 二段階買収規制の検討

- …被買収会社取締役会での事前の同意がある場合等一定の場合を除き、15%以上の議決権を取得した株主による、株式のさらなる取得を当該取得のときから3年間禁止する（米国・デラウェア州会社法を参考）。

## 11. その他

- (1) 利益供与禁止規制（会社法120条）の合理化（除外事由の明確化）
  - …例えば、SPCである親会社が資金提供を受けるため、子会社が親会社への資金提供者に担保を提供する場合など、資金調達上合理的と考えられる場合については規制の適用を除外する等除外事由を明確化する。
- (2) 募集事項の公示期間（現行は2週間（会社法201条2項、3項、5項、199条1項4号））の短縮
  - …現行法上、上場会社におけるエクイティファイナンスの際に、機動的な資金調達の観点から、払込期日を募集事項の決定から2週間以降としなければならないものを短縮する。
- (3) 法定備置書類の電子的保管の柔軟化
  - …現行法上、総会議事録等を電子的に保管する際には電子署名が不要となっているため、紙の原本をスキャナで読み込んだファイルを備え置くことが可能となっている。一方、定款を電磁的記録によって作成するためには電子署名が必要とされている（会社法26条2項、会社法施行規則225条1項1号）ため、電子署名を付さなければ定款を電子ファイルで備え置くことができない。そこで定款を電磁的記録で作成する際の電子署名を不要とする。
- (4) 連結ベースでの配当可能額の算定の検討

- (5) 種類株式発行会社における株式分割手続の簡素化
  - …株主総会定款変更の決議なくして発行可能種類株式総数も等倍になるものとする（会社法 322 条、184 条 2 項）。
  
- (6) 合同会社持分に関する質権設定に関する規定の創設
  - …第三者対抗要件具備方法については、他の社員の承諾が必要とする考え方の他、合同会社の承諾が必要とする考え方などがあり、実務上の混乱を招きかねないことから規定を設ける。
  
- (7) 商業登記における代表取締役等の住所（会社法 911 条 3 項第 14 号）の削除または非公開化、監査役会設置会社における社外取締役の登記の復活等

以上